

総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成30年6月13日（水）
午前10時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第54号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
(税務)
- 2 閉会中の継続調査事項について

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要

1 条例改正の趣旨

平成30年度地方税法の改正に伴い、生産性革命集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時、異例の措置として、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の規程により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置が創設されたため。

2 主な改正の内容

(1) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

以下の要件を満たす設備投資を対象

ア 市町村の導入促進基本計画に適合する設備投資

イ 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資

ウ 認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機

械・装置等で生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備投資

※イ及びウの要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される。

(2) 特例措置の対象者である「中小企業者等」

ア 経営革新等支援機関と連携し、策定した先端設備等導入計画の認定を受けた者

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ウ 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が

1,000人以下の法人

エ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(3) 対象設備（一定の機械・装置等について）

次の全てを満たすものが対象

ア 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの

イ 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの

- (ア)機械・装置 10年以内
- (イ)測定工具及び検査工具 5年以内
- (ウ)器具・備品 6年以内
- (エ)建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）
14年以内

ウ 次に掲げる資産の区分の応じ、1台又は1基の取得価格がそれぞれ次に定める額以上であるもの

- (ア)機械・装置 160万円
- (イ)測定工具及び検査工具 30万円
- (ウ)器具・備品 30万円
- (エ)建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）
60万円

(4)特例措置の適用期間

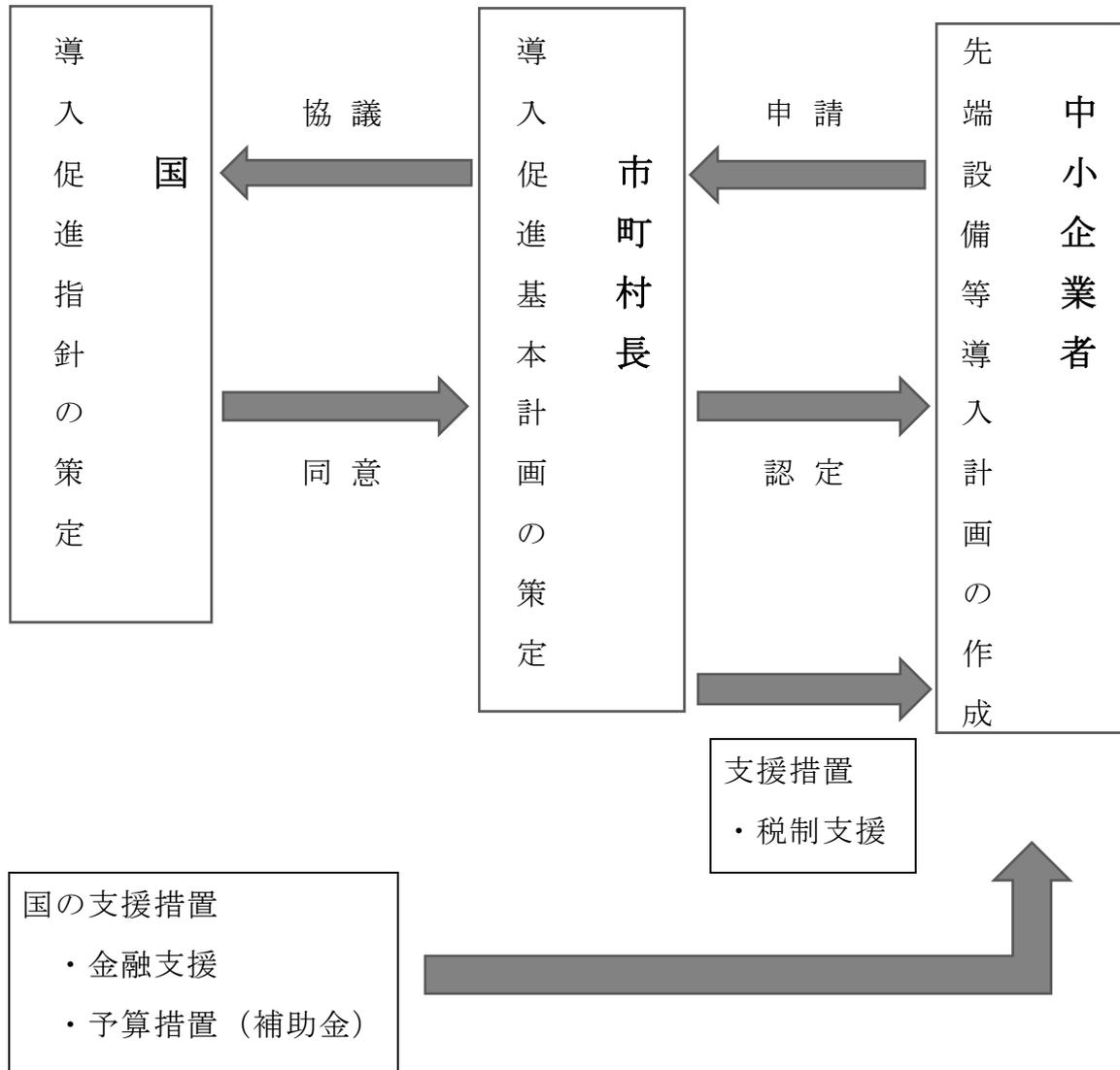
適用期間：生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までに取得したもの。

特例措置における市の考え方	特例適用期間	特例割合
少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応という厳しい事業環境に対し、中小企業の経営基盤の強化について、税制面から強力にサポートすることで、積極的な設備投資を促進し、市内経済の活性化を図る効果があると見込めるため、所有者の税負担を最大限軽減する。	適用開始年度から3年度分	ゼロ ※地方税法の規程 ゼロ以上1/2以下の範囲内で市町村が条例で規程

(5)施行時期

生産性向上特別措置法案の公布の日

(6) 生産性向上特別措置法のイメージ



閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
総務文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書に関すること。 ・議会及び行政一般に関すること。 ・文書及び法制に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護に関すること。 ・統計調査に関すること。 ・防災及び危機管理に関すること。 ・組織及び職員定数に関すること。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 ・税の賦課徴収に関すること。 ・債権の調査及び徴収に関すること。 ・消防に関すること。 ・総合計画及び新市建設計画に関すること。 ・重要政策の立案及び調整に関すること。 ・事務管理に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・行政改革の推進に関すること。 ・合併に係る調整事項に関すること。 ・総合教育会議に関すること。 ・予算その他財務に関すること。 ・市有財産に関すること。 ・情報処理及び情報化に関すること。 ・地域振興に関すること。 ・観光に関すること。 ・広報に関すること。 ・文化に関すること。 ・スポーツに関すること。 ・入札及び検査に関すること。 ・教育に関すること。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ・選挙事務に関すること。 ・市役所庁舎耐震化に関すること。 	平成30年9月定例会前日まで継続して閉会中調査する。